

電子納品に関する特記仕様書

平成 23 年 10 月 1 日

令和 2 年 1 月 24 日 改正

- 1 本工事は、電子納品の対象工事とする。電子納品とは、工事の完成図書などの最終成果品を「工事完成図書の電子納品等要領 [土木編]」（以下、「要領」という。）に基づいて作成した電子成果品を納品することをいう。
- 2 電子納品の事前協議・運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]」（以下、「ガイドライン」という。）及び「電子納品運用手順書 [工事編]」（以下、「手順書」という。）を参考にする。
「要領」及び「ガイドライン」並びに「手順書」は、横浜市財政局の下記ウェブページを参照する。
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html
- 3 電子成果品は、電子媒体（CD-R、DVD-R）で正副各 1 部提出する。
※BD-Rを使用する場合は監督員と協議すること。
- 4 電子成果品は、「横浜市電子納品チェッカー」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出する。
「横浜市電子納品チェッカー」は、横浜市財政局の下記ウェブページからダウンロードして使用する。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/checker.html>
- 5 電子納品の対象範囲及び紙による成果品の提出部数については、監督員との事前協議により決定する。